

高松市・塩江町合併協議会

第1回会議

参考資料

参 考 資 料 目 次

資料 1	市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の概要 -----	1
資料 2	市町合併の手続の概要 -----	5
資料 3	高松市・塩江町の主なデータ等 -----	6
資料 4	新設合併と編入合併の比較 -----	8

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の概要

（昭和40年3月29日法律第6号）

（総務省ホームページから）

（平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用）

1 趣 旨（第1条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会（第3条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 住民発議制度（第4条、第4条の2）

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について、選挙人の投票に付するよう請求することができる。住民投票により有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 市町村建設計画（第5条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 市となるべき要件の特例（第5条の2、第5条の3、附則第2条の2）

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万人以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要

件を不要とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万人以上とする（連たん要件等の人口以外の要件は必要）。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 **地域審議会**（第5条の4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

7 **議会の議員の定数・在任に関する特例**（第6条、第7条）

(1) 新設合併の場合

1) 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）

2) 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) 編入合併の場合

1) 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) /$

(編入先の旧人口)

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

2) 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例**（第7条の2）

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしていることとみなす。

9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例**（第8条）

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 **職員の身分の取扱い**（第9条）

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 **一部事務組合等に関する特例**（第9条の2）

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

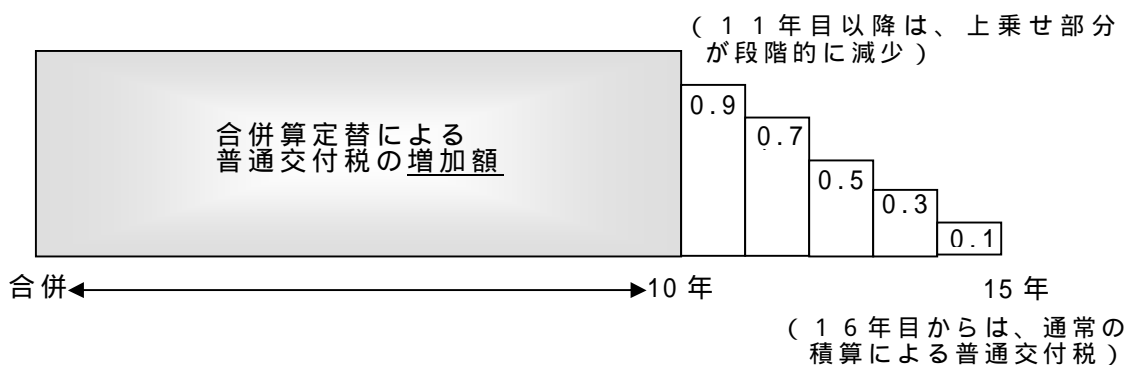
1.2 **地方税に関する特例**（第10条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万人以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間に行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万人を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

1.3 **地方交付税の額の算定の特例**（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



1.4 **地方債の特例等**（第11条の2）

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- 1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- 2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

1.5 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例**（第13条）

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

1.6 **流域下水道に関する特例**（第14条）

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

1.7 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例**（第15条）

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

1 8 **国、都道府県等の協力等**（第 1 6 条）

(1) 国の役割

- 1) 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

- 1) 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- 2) 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- 3) 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

1 9 **合併協議会設置の勧告**（第 1 6 条の 2 ）

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

2 0 **特別区に関する特例**（第 1 7 条）

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定（第 1 1 条及び第 1 1 条の 2 第 2 項）を除き、特別区にも適用される。

2 1 **罰 則**（第 1 8 条、第 1 9 条）

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

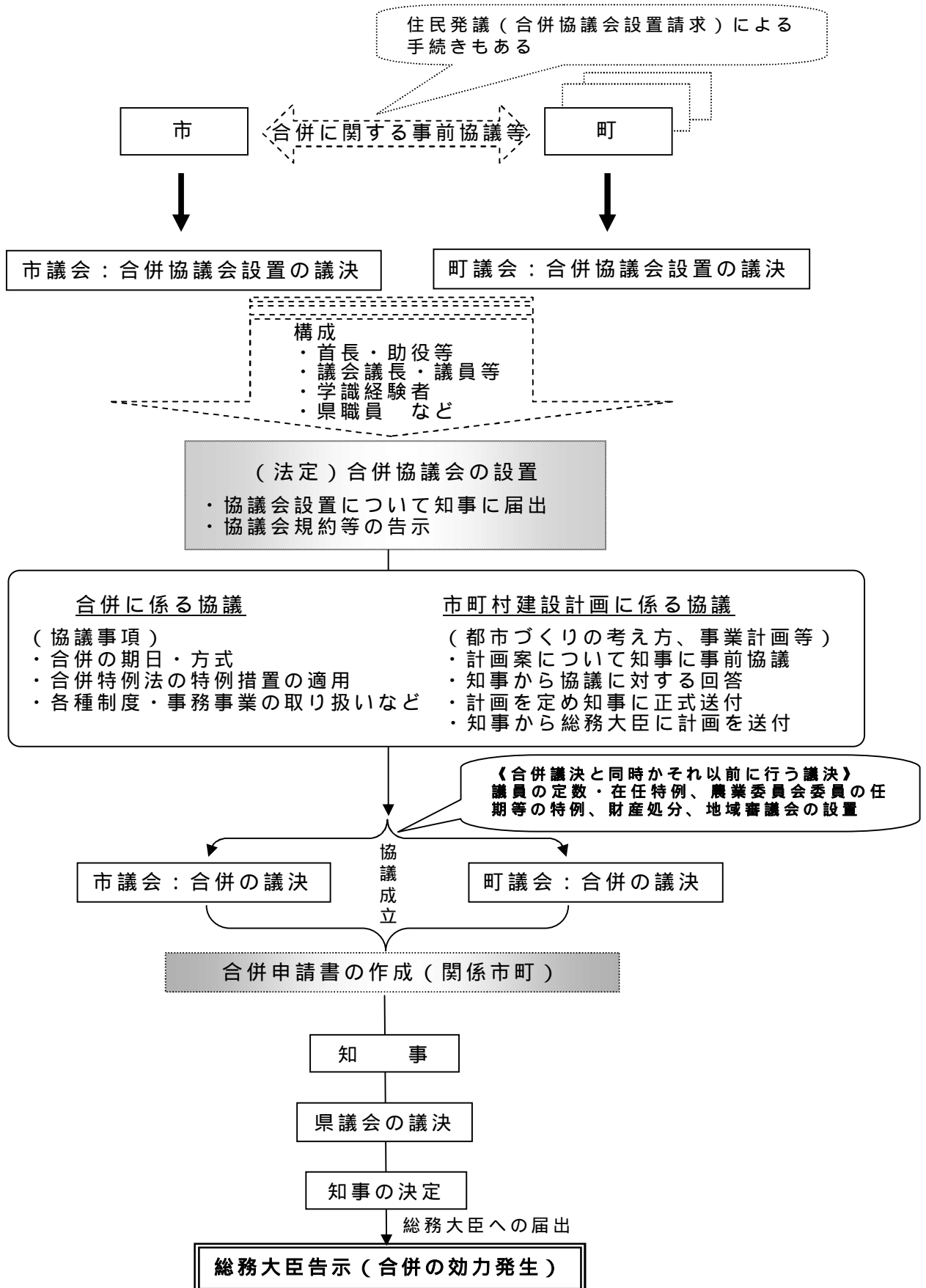
[参考] 過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）（平成 1 2 年法律第 1 5 号）上の合併特例

（平成 1 2 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで）

市町村の合併があった場合の特例（過疎法第 3 3 条第 2 項）

過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

市町合併の手続の概要



高松市・塩江町の主なデータ等

項 目	高 松 市	塩 江 町	備 考	
市・町制施行	M.23.2.15	S.31.9.30		
市・町の花	つつじ	合歓		
市・町の木	黒松	やまざくら		
市・町の鳥	-	-		
面 積	194.34 km ²	80.10 km ²	平成15年4月1日現在	
人 口	総 人 口	332,865 人	3,640 人	平成12年10月1日 国勢調査
	15歳未満 (割合)	50,107 人 (15.1%)	384 人 (10.6%)	
	15～64歳 (割合)	223,684 人 (67.2%)	1,901 人 (52.2%)	
	65歳以上 (割合)	58,609 人 (17.6%)	1,355 人 (37.2%)	
世 帯 数	131,370 世帯	1,248 世帯		
人口密度(1km ²)	1,712.9 人	45.4 人		
産 業 別 就 業 人 口	総 計	164,563 人	1,800 人	
	第1次産業 (割合)	5,534 人 (3.4%)	356 人 (19.8%)	
	第2次産業 (割合)	34,862 人 (21.2%)	497 人 (27.6%)	
	第3次産業 (割合)	123,127 人 (74.8%)	947 人 (52.6%)	
	区分不能 (割合)	1,040 人 (0.6%)	- 人 (-%)	
財政力指数	0.870	0.199	平成13年度	
歳出決算額 (住民1人当たり)	115,905 百万円 (348 千円)	3,496 百万円 (960 千円)	平成13年度決算 (普通会計)	
議員数	40 人	12 人		
職員数	3,340 人	131 人	平成15年4月1日現在	

高松市の年齢3区分人口については、年齢不詳を除く。

高松市・塩江町の概況

高 松 市	塩 江 町
<p>高松市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置する県庁所在都市で、北は国立公園の瀬戸内海に面し、南は緩やかなこう配をたどりながら、讃岐山脈に連なっています。</p> <p>風光めいびな自然に恵まれ、これらと町のたたずまいがほどよく調和している全国でも有数の美観都市です。また、年間を通して気温較差は小さく、降水量の少ないのが特色で住みやすい都市です。</p> <p>「高松」は鎌倉時代に開け始め、天正16年に生駒親正が玉藻浦に居城を築き高松城と名付けたことに由来し、生駒4代54年、松平11代220年を通じて城下町として栄えました。</p> <p>明治維新の廃藩置県後、香川県の県庁所在地となり、明治23年2月15日に市制をしき、全国40番目の市としてスタートしました。</p> <p>大正、昭和を通じ、6回にわたる合併で都市規模は拡大し、市域は194 km²となり、また、人口も昭和55年の国勢調査で30万人を突破し、現在は、33万人となっています。</p> <p>恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中枢管理都市として発展してきた高松市は、昭和63年の瀬戸大橋開通、平成元年の新高松空港開港、4年の四国横断自動車道の高松への延伸、さらに11年4月の中核市移行をインパクトに、瀬戸内海三橋時代に対応し、環瀬戸内海圏の中核都市として、さらに飛躍発展していくため、21世紀において目指すべき都市像を「笑顔あふれる人にやさしいまち・高松」に置き、市民と行政の協働による魅力と活力にあふれる都市づくりを進めています。</p>	<p>塩江町は、香川県のほぼ中央部最南端、東経134度4分、北緯34度10分に位置し、南は徳島県、北は香川郡香川町に隣接しています。</p> <p>県都の高松市へは約25 km（車で約40分）、高松空港へは約8 km（車で約10分）の距離にあります。</p> <p>高松、徳島を結ぶ国道193号が香東川に沿って町の中央部を南北に縦断し、この国道を基幹に主要地方道美馬塩江線、塩江屋島西線、中徳三谷高松線、一般県道粉所西中徳線、穴吹塩江線などが走っています。</p> <p>本町は総面積の84%を山林が占める阿讃山麓の代表的な峡谷型の町で、その昔、名僧行基が発見したと伝えられる温泉を核として地域が開け、人が住み、産業や文化の交流が盛んになった町です。</p> <p>町域は東西10.5 km、南北8.5 km、総面積は80.10 km²で、南に向かうにつれ標高が高くなり、竜王山（1,059 m）や大滝山（946 m）を主峰とする阿讃山脈へと続いています。内場川、小出川などを集めた内場池（内場ダム湖）は町の中央にあり、香東川に合流して讃岐平野に流れています。</p> <p>耕地は山間部と香東川などの河川に沿って散在し、集落は香東川沿いの国道193号と内場池南側に集中しているほか、山間部にも点在しています。</p> <p>気候は、比較的雨が少なく晴天日数の多い瀬戸内海式気候に属し、年平均気温は13～14℃です。しかし、町の北部と南部では約700 mの標高差があるため、かなりの気温差が見られます。年間降雨量は約1,300 mmですが、年によっては、梅雨期や台風の影響により変化がみられます。</p>

新設合併と編入合併の比較

項目		新設合併	編入合併
定義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法人格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の策定		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を策定する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を策定する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合